

平成30年度 公益財団法人藤沢市みらい創造財団
職員(任期付職員)採用試験受験案内

公益財団法人藤沢市みらい創造財団では、以下のとおり職員の募集を行います。
受験希望の方は、この受験案内をよくお読みいただきご応募いただきますようご案内いたします。

■ 受 験 申 込 ■

2018年4月10日(火)から4月20日(金)までの間

1 募集区分(職種)、募集人員、職務内容、応募資格

| 試験区分 | 任用期間及び 募集人数 | 職務内容 | 受験資格 |
|----------------|--|---|---|
| 事務職 (任期付職員) | 2018年5月1日 (予定)から2019 年3月31日まで 募集人数 1名 | 青少年事業に関する業務 全般 (青少年施設の管理・ 青少年向けイベント等の 企画運営・庶務事務等) | 1958年(昭和33年)4月 2日以降に生まれ、学校教育 法による高等学校卒業以上の 人 |

2 受験申込手続

2018年4月10日(火)から4月20日(金)までの間に、藤沢青少年会館内
公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業課へ必ず電話連絡のうえ、【Tel
0466-25-5215】提出日と試験日時を確認し、別紙申込書に必要事項を記入の
上、本人が直接持参してください。(期間中は土・日・祝日も受け付けます。)

※提出日・試験日時は、電話連絡の際に調整いたします。

※電話受付時間は午前9時から午後5時までとなります。(正午から午後1時までを
除く)

申し込みの注意点

電話連絡のなかった方、提出書類に不足や不備がある場合は受付でき
ませんので十分注意してください。記載要領を必ずお読みいただいてか
ら記入してください。

3 試験方法、内容

| | |
|------|-----------|
| 試験方法 | 作文試験、面接試験 |
|------|-----------|

4 試験日程、会場、合格発表

| | |
|------|---|
| 日 程 | 電話連絡の際に調整いたします |
| 会 場 | 藤沢青少年会館 3階 第1談話室他（藤沢市朝日町10番地の8号） JRおよび小田急江ノ島線藤沢駅から徒歩7分 |
| 合格発表 | 合否にかかわらず本人宛に結果を通知します。 |

5 採用予定日

2018年（平成30年）5月1日

*受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

6 給与

公益財団法人藤沢市みらい創造財団職員の給与に関する規程に基づき支給されます。

（給与月額の例：2018年4月1日現在）

| 試験区分(職種) | 最終学歴等 | 企業等での職務経歴 | 給与月額 (地域手当含む) |
|----------------|---------|-----------|------------------|
| 事務職 (任期付職員) | 新規高校卒 | なし | 176,280円 |
| | 新規大学卒 | なし | 195,490円 |
| | (例)大学既卒 | 営業職5年経歴 | 221,932円 |

※上記の例以外にも基準学歴卒業後に職務経歴がある場合は、規定に基づき算出された額が加算されます。

※このほか扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当などが条件に応じて支給されます。

※給与や諸手当の支給額は、規程等の改正により改定されることがあります。

※福利厚生等については当財団規程に基づきます。

7 勤務条件

| 事務職(任期付職員) | |
|------------|---------------------------------------|
| 勤 務 日 | 勤務割り振り表で定める日 (週5日、土・日・祝日勤務あり。4週8休) |
| 勤 務 時 間 | 午前8時30分～午後5時15分(時間外勤務あり) |
| 各種休暇等 | 年次有給休暇、夏期休暇、その他特別休暇(病気休暇、家族看護休暇等) |

8 注意事項ほか

- (1) 受験資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合は受け付けできません。
- (2) 合格発表について、電話等によるお問い合わせにはお答えできません。
- (3) この試験に関して提出された書類はお返しいたしません。
- (4) 試験日時や会場などは予定ですので、変更する場合があります。
- (5) 試験会場へは、公共交通機関を利用してお越しください。
- (6) 当財団の規程により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人



問い合わせ

公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業課
〒251-0054 藤沢市朝日町10-8 藤沢青少年会館内
電話 0466-25-5215 FAX 0466-28-9567
財団ホームページアドレス <https://www.f-mirai.jp/>